

令和5年2月定例教育委員会
議案説明資料

報告 1件

議案 4件

計 5件

番号	報告第1号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>令和4年12月議会において可決された「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を考慮し、「松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則」の所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

(松原市会計年度任用職員の給与に関する松原市教育委員会規則)

改正後	改正前	制定改廃趣旨								
<p>(職種及び給料の額)</p> <p>第4条 教育職会計年度任用職員の職種及び給料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、別表の表2の規定により算出した額が大府府における最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金(以下「最低賃金」という。)の額に満たないときは、最低賃金の額を時間額とする。</p>	<p>(職種及び給料の額)</p> <p>第4条 教育職会計年度任用職員の職種及び給料の額は、別表に定めるとおりとする。</p>	<p>令和4年12月議会において可決された「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を考慮し、改正された別表第1に合わせて、その月額について所要の改正を行うもの。</p>								
<p>表1 (月額により支給するもの)</p> <table border="1" data-bbox="622 116 925 593"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>給料の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)</td> <td>240,700円 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、月額303,000円を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	職種	給料の月額	外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)	240,700円 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、月額303,000円を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。	<p>表1 (月額により支給するもの)</p> <table border="1" data-bbox="622 593 925 1310"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>給料の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)</td> <td>240,700円 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、月額303,000円を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	職種	給料の月額	外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)	240,700円 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、月額303,000円を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。	
職種	給料の月額									
外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)	240,700円 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、月額303,000円を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。									
職種	給料の月額									
外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)	240,700円 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、月額303,000円を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。									
<p>表1 (月額により支給するもの)</p> <table border="1" data-bbox="941 116 1340 593"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>給料の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)</td> <td>一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年条例第20号)別表第1一般職給料表1表中2級29号給の額 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、同表中2級123号給の額を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	職種	給料の月額	外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)	一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年条例第20号)別表第1一般職給料表1表中2級29号給の額 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、同表中2級123号給の額を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。						
職種	給料の月額									
外国語指導助手(2) (外国語指導助手であって、外国語指導助手(1)に該当しないものをいう)	一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年条例第20号)別表第1一般職給料表1表中2級29号給の額 ※4月1日に採用する者のうち、同日の前日から引き続き採用して外国語指導助手(2)として勤務する者については、同表中2級123号給の額を上限として、市規則第4条の規定の例により決定することができる。この場合において、同条中「前日において受けていた号給」とあるのは「前日において受けていた給料月額に相当する給料表における直近上位の号給」と読み替えるものとする。									

改正後		改正前		制定改廃趣旨
表2 (時間額により支給するもの)		表2 (時間額により支給するもの)		令和4年12月議会において可決された「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を考慮し、会計年度任用職員の一般事務補助に係る時間額の給与が改正されることから、その金額を下回ることとなる職種の時間額について所要の改正を行うもの。
職種	給料の時間額	職種	給料の時間額	
英語教育コーディネーター	一般職の職員の給与に関する条例別表第1一般職給料表1表中1級10号給の額を月額として、松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和2年規則第23号)第3条第2項の規定に準じて算出した額	英語教育コーディネーター	1,023円	
部活動指導員		部活動指導員	1,600円	
小学校英語指導助手		小学校英語指導助手	1,668円	
日本語指導助手		日本語指導助手	1,668円	

番号	議案第 2 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育委員会通則第 6 条第 1 項第 1 1 号の規定に基づく教育委員会が特に定めた事項の改正について		
説明	<p>個人情報の取扱いについて、当市では従来から「松原市個人情報保護条例」により規定していましたが、「個人情報の保護に関する法律」が令和 3 年に改正されたことにより、地方公共団体においても令和 5 年 4 月 1 日から新たな改正法の適用を受けることになったため、同条例が廃止されることとなりました。</p> <p>つきましては、同条例を引用している「松原市教育委員会通則第 6 条第 1 項第 1 1 号の規定に基づく教育委員会が特に定めた事項」について、所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和 5 年 4 月 1 日</p>		

松原市教育委員会通則第6条第1項第11号の規定に基づく教育委員会が特に定めた事項

改正後	改正前	制定改廃趣旨
<p>(略)</p> <p>2. <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の規定に基づく保有個人情報開示の可否決定等に関する事務</p>	<p>(略)</p> <p>2. <u>松原市個人情報保護条例(平成11年条例第22号)</u>の規定に基づく保有個人情報開示の可否決定等に関する事務</p>	<p>当市では、従来から松原市個人情報保護条例により個人情報の取扱いを規定していましたが、個人情報の取扱いが個人情報の保護に関する法律の適用を受けることになり、同条例が廃止されることになったため、引用部分の改正を行うものです。</p>

○松原市教育委員会通則（抜粋）

第6条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を、教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (5) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育費予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見に関すること。
- (7) 教育予算の見積りに関すること。
- (8) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員を委嘱すること。
- (9) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域に関すること。
- (10) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (11) その他委員会で特に定めた事項

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年教委規則第11号）の規定により、市長の補助機関である職員に補助執行させる事務は、教育長に委任しない。

番号	議案第3号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和5年度松原市一般会計予算案について		
説明	<p>令和5年度松原市一般会計予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた、教育委員会の意見聴取を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第4号	担当	学校教育部教職員課
議案名	令和5年度松原市教育委員会教職員人事に係る大阪府教育委員会への内申について		
説明	<p>松原市立小中学校管理職（校長、教頭）の人事異動について、議案として提出するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和5年4月1日</p>		

番号	議案第5号	担当	福祉部子ども未来室子ども施設課
議案名	教育財産の用途廃止について		
説明	<p>(趣旨) 教育財産の用途廃止を行うもの。</p> <p>(内容) 旧あまみが丘幼稚園の建物及び旧まつかぜ幼稚園の土地及び建物について、 売払い手続きを進めるため、教育財産としての用途廃止を行うもの。</p> <p>(公有財産の概要) 旧あまみが丘幼稚園 建物 鉄筋（一部鉄骨）2階建他 延床593㎡</p> <p>旧まつかぜ幼稚園 土地 松原市立部5丁目237番10 地積1682.68㎡ 建物 鉄骨平家建 延床633㎡</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		